

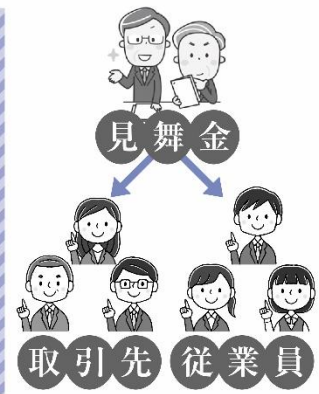
**税金サプリ**  
 これで難解な税金もスッキリ

**Zeikin Supplement**  
**取引先や従業員への見舞金の経費性等の取扱い**

# 緊急事態宣言下で事業の継続が求められる事業者は対象

2か月近くに及んだ新型コロナウイルスによる緊急事態宣言は、5月25日に全国で解除されたものの、東京都を始め、各地で継続的に新規感染者が報告され、未だ終息するに至っていない中での経済活動の再開、及びWithコロナに応じた新しい生活様式の受け入れ促進が求められています。

このような状況下において、営業活動の再開及び従業員の職場復帰に合わせて、見舞金を支給するケースが増えることが見込まれており、国税庁は、法人等の取引先等に支給する見舞金に対しては災害時と同様の損金として、また、従業員等に支給する見舞金については非課税所得となる判断基準を示しています。



## 1. 取引先 への 見舞金 ポイントは復旧過程における支給

新型コロナウイルスの影響を受ける取引先等に対する見舞金の支給について、国税庁は災害見舞金と同様に扱うことを明示しています。被災前の取引関係の維持・回復を目的に取引先の復旧過程において支出することが交際費課税されない(損金算入)ポイントとなります。

見舞金は取引先の被災の程度や取引の状況等を勘案した相応の金額であれば認められることになります。この場合、帳簿書類に支出した取引先の名称や所在地、及び支出年月日等を記録しておきましょう。

また、専属下請先の役員や使用人に対して、自社の役員や従業員と同様の基準によって支給する災害見舞金品も交際費等には当てはまりません。

## 2. 従業員 への 見舞金 非課税所得の取扱い

新型コロナウイルスに関連して従業員等が事業者から支給を受ける見舞金について、国税庁は非課税所得となる3つの条件(図表-1参照)を示しています。

### 条件①心身等への損害

心身や資産に加えられた損害に対する見舞金に適用。

例えば、従業員等やその親族が新型コロナウイルスに感染した場合。加えて注目したいのは、緊急事態宣言下において、事業の継続を求められる事業者(次頁図表-2参照)の従業員等に対しても、

- ①多数の人との接触を余儀なくされる業務など感染リスクの高い業務に従事している場合。
- ②緊急事態宣言が出される前と比較して、相当程度心身に負担がかかっている場合。

——といった両方の事情が認められる従業員等に対する見舞金も非課税扱いとなります。



### 条件② 社会通念上相当の金額

お見舞金の金額が他のお見舞金と同様、社会通念上相当と判断される範囲のもの。

具体的には、そのお見舞金の支給額が、  
①従業員等ごとに新型コロナウイルス感染症に感染する可能性の程度や感染の事実に応じた金額となっているかどうか。

②①が事業者の慶弔規程等において明らかにされているかどうか。

——が判断のポイントとなります。

慶弔規程等や過去のお見舞金支給に関する取扱いと照らして、相当と認められる範囲であれば、金額の多寡を問われることは有りません。

### 条件③ 役務の対価ではないこと

役務の対価たる性質のものでないこと、つまり給与の一部ではないこと。

①本来の給与等の額を減額した上で、減額分をお見舞金として支給する場合。

②感染の可能性の程度等にかかわらず従業員等に一律に支給するもの。

③感染の可能性の程度等が同じと認められる従業員等のうち特定の者にのみ支給するもの。

④支給額が通常の給与等の額の多寡に応じて決定されるもの。

——などであれば、非課税の対象から除外されます。この場合は、給与所得として源泉徴収する必要がありますので、注意したいところです。

図表—1

### 非課税となる3つの判断基準

新型コロナウイルスに関連して使用人等が使用者から支給を受けるお見舞金のうち次に掲げる要件のいずれも満たすものは、所得税法施行令30条の非課税所得に該当します。

※緊急事態宣言が解除されてから相当期間を経過して支給の決定がされたものについては、非課税所得とされるお見舞金に該当しない場合があります。

- 1 そのお見舞金がお心身又は資産に加えられた損害につき支払を受けるものであること。
- 2 そのお見舞金の支給額が社会通念上相当であること。
- 3 そのお見舞金がお役務の対価たる性質を有していないこと。

図表—2 事業の継続が求められる事業者

医療体制の維持関係者	病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。
生活支援必要者保護の継続関係事業者	介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。
国民の安定的な生活の確保関係事業者	①インフラ運営(電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等) ②飲食料品供給(農林漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等) ③生活必需物資供給(家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等) ④食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売(百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等) ⑤家庭用品のメンテナンス(配管工・電気技師等) ⑥生活必需サービス(ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等) ⑦ごみ処理(廃棄物収集・運搬、処分等) ⑧冠婚葬祭業 ⑨メディア(テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等) ⑩個人向けサービス(ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等)
社会の安定的維持関係事業者	①金融サービス(銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等) ②物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等) ③国防に必要な製造業・サービス業の維持(航空機、潜水艦等) ④企業活動・治安の維持に必要なサービス(ビルメンテナンス、セキュリティ関係等) ⑤安全安心に必要な社会基盤(河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等) ⑥行政サービス等(警察、消防、その他行政サービス) ⑦育児サービス(託児所等)
その他	設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場など)、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているもの